

令和8年宇治田原町議会運営委員会

令和8年2月24日

午前10時開議

議事日程

日程第1 令和8年第1回（3月）定例会について

- ①署名議員について
- ②会期について
- ③諸報告について
- ④一般質問について
- ⑤再開日について
- ⑥常任委員会の日程について
- ⑦予算特別委員会の日程について
- ⑧提出議案について
- ⑨推薦同意に係る所信聴取について
- ⑩議事日程（第1号）について
- ⑪陳情書について
- ⑫行政諸報告について
- ⑬その他

日程第2 その他

1. 出席委員

委員長	10番	藤本英樹	委員
副委員長	1番	谷口茂弘	委員
	2番	光島善正	委員
	5番	山本精	委員
	9番	山内実貴子	委員
	12番	原田周一	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるも

のは次のとおりである。

町	長	勝	谷	聡	一	君
総務政策監		奥	谷		明	君
総務理事兼総務課長		村	山	和	弘	君
企画財政課長		中	地	智	之	君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局	長	西	尾	岳	士	君	
専門	官	長	谷	川	み	どり	君

開 会 午前10時00分

○委員長（藤本英樹） 改めまして、皆様、おはようございます。

本日は、議会運営委員会を招集いたしましたところ、皆様方におかれましてはご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の委員会は、令和8年第1回定例会における議会運営につきまして、お手元に配付しております会議日程により、ご協議をお願いしたいと思います。

本日の委員会において不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認めます。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。勝谷町長。

○町長（勝谷聡一） 皆様、改めまして、おはようございます。

朝晩の冷え込みは厳しいものがございますが、この三連休、春を越えて初夏の暑さといえますか気候になりまして、非常に体調管理が難しい季節を迎えてございます。

本日は議会運営委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

当委員会の藤本委員長をはじめ、委員の皆様にはいろいろとお世話になりますが、どうぞよろしくお祈りを申し上げます。

さて、先週でございますが、ご出席をいただいております原田議長におかれましては、京都府町村議会議長の監事ということで再任をなさいました。心からお喜びを申し上げますとともに、本町の発展、また本町議会並びに府内の町村議会の発展のために引き続きのご活躍を心からお祈りを申し上げます。

さて、皆様ご承知のとおり、さきの衆議院議員総選挙を受けた特別国会が召集をされまして、高市首相が再度選出をされるとともに、責任ある積極財政ということを看板に第二次高市内閣が再始動をいたしております。また、去る20日には施政方針演説も行われまして、今後の日本の方向性を示す各種政策が示される一方、令和8年度予算案につきましても3月末までの成立を目指すと明言をされたところでございます。

このような中、本町といたしましても今後の動向をしっかりと注視をする中で、足元の物価高騰に対する支援をもちろん、そして令和8年度は町制施行70周年を迎える大きな節目の年でもありますことから、未来へつなぐ大切な一步を踏み出す事業に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

令和8年第1回定例会におきましては、ただいま申し上げた内容を踏まえまして令和8年度一般会計予算をはじめとする予算関係11件、条例関係が14件、人事関係1件、合わせて26議案をご提案させていただき予定でございます。それぞれの議案内容につきましては、後ほど奥谷総務政策監よりご説明をさせていただきますが、どうかよろしくご審議をいただきまして、ご可決、ご同意、ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入ります。

◎令和8年第1回（3月）定例会について

○委員長（藤本英樹） 日程第1、令和8年第1回（3月）定例会についてを議題といたします。

まず、署名議員について、事務局からお願いいたします。西尾局長。

○議会事務局長（西尾岳士） 皆様、改めまして、おはようございます。

会議録署名議員の指名でございますが、今議会につきましては、議席番号3番、堀口宏隆議員、議席番号9番、山内実貴子議員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（藤本英樹） ただいまありましたように、3番、堀口宏隆議員、9番、山内実貴子議員といたします。

続きまして、会期について、日程は各委員の席に配付しておりますが、会期につきましては、3月3日から3月26日までの24日間といたします。

次に、諸報告について。

議員派遣の件について、報告1件、2月6日、市町村トップセミナー、お手元に配付のとおりでございます。

続いて、陳情書9件について。

陳情書、1つ目、介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情書、2番目、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情書、3番目、医療機関への財政支援など必要な施策を国に求める陳情書、4番目、OTC類似薬の保険適用除外の中止を求める国への意見書を求める陳情書、5番目、福祉職員の処遇改善施策

の実施を求める陳情書、6番目、難聴者の補聴器購入への公的補助を予算化することを求める陳情書、7番目、保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情書、8番目、夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書、9番目、新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情書、お手元に配付のとおりでございます。

陳情書につきましては、後ほど、取扱いについて協議をいただきたいと思います。

続きまして、一般質問について、事務局からお願いいたします。西尾局長。

○議会事務局長（西尾岳士） 一般質問についてですが、2月18日、19日に通告を受け付けさせていただき、その結果10名の提出があり、19日の午前9時から抽せんも実施させていただきました。その結果を一覧表にさせていただいております。この10名の質問者の方々を5日と6日でどのようにすればよいかを、決定いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（藤本英樹） 今回の一般質問につきましては10名ということでございます。5日と6日の振り分けをどのようにすればよいか、ご意見をいただきたいと思います。山内委員。

○委員（山内実貴子） 10名ということで、当初2日間ということをご予定しておりますので、できれば2日間だと思いますが。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。山本委員。

○委員（山本 精） それでいいと思いますけれども、2日間でやるような方向で。

○委員長（藤本英樹） ちょっと、暫時休憩します。

休 憩 午前10時08分

再 開 午前10時12分

○委員長（藤本英樹） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。山内委員。

○委員（山内実貴子） これまでの経過等、議運の委員長、副委員長のほうでもある程度把握しておられると思いますので、最終的には委員長、副委員長、また議長にお任せしたらいいのかなとは思っています。

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

今、2日に分けての質問というご意見がございましたけれども、私のほうで考えているのが、今までの経過からして、1人平均20分ですので、10人登壇しても1日で十分に対応できると思っています。また逆に2日目、3人が残って、3人が登壇されるという

ことになって、それが仮に10分、15分で終わってしまうと、1時間内で一般質問が終わってしまう可能性も出てきますので、今回は1日、5日の日、1日に集約して一般質問を行いたいと思いますので、一般質問の日程を1日とし、5日は10名、6日は予備日としたいと考えますので、ご理解いただけますようよろしくお願いいたします。

続きまして、5番目、再開日について。

5日木曜日午前10時、一般質問1日目、6日金曜日午前10時、一般質問2日目予備日、12日木曜日午前10時、補正予算関係等表決、26日木曜日午前10時、閉会予定。

続きまして、6番目、常任委員会の日程について。

10日火曜日午前10時、総務建設常任委員会、11日水曜日午前10時、文教厚生常任委員会。

7番目、予算特別委員会の日程について。

9日月曜日午前10時、補正予算、16日月曜日午前10時、総務、健康福祉、17日火曜日午前10時、建設事業、教育委員会、18日水曜日午前10時、現地審査、23日月曜日午前10時、総括。

この日程でよければ、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) 異議なしと認め、この日程で決定いたします。

続きまして、提出議案について、当局より議案説明のほうをお願いしたいと思います。奥谷政策監。

○総務政策監(奥谷 明) 皆様、改めまして、おはようございます。

それでは、私のほうから、令和8年第1回町議会定例会に提出させていただきます議案につきまして、それぞれご説明を申し上げたいと存じます。

まず、配付しております提出一覧のかがみ、提出議案一覧をご覧ください。

今回、上程させていただく予定といたしておりますのが、内訳といたしまして、予算関係が当初予算6件、補正予算4件、専決1件の合計11件、そして条例関係といたしまして、制定が2件、改正が12件、合計14件、人事関係が1件、合わせまして26議案の上程をさせていただきたいと考えてございます。

それでは、各議案につきまして、個々にご説明をさせていただきます。

まず、議案第1号、令和7年度宇治田原町一般会計補正予算(第5号)でございます。

これにつきましては、基本的に各種事業の決算見込みなどに伴いまして補正をするものでございますが、一部国の補正予算等がございました関係もございまして、道路施設長

寿命化修繕事業に要する経費等も追加させていただいている部分がございます、合計、規定額に7,769万6,000円を追加させていただきまして、予算総額を59億9,357万円とさせていただきます。

続きまして、議案第2号、令和7年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）でございます。

これにつきましては、保険給付費の決算見込みなどに伴いまして補正をするものでございまして、規定額から93万円を減額いたしまして、予算総額を10億755万7,000円とするものでございます。

続きまして、議案第3号をご覧ください。令和7年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1）号でございます。

後期高齢者医療広域連合への納付金の増に伴いまして補正するものでございまして、規定額に366万5,000円を追加いたしまして、合計1億8,929万2,000円の予算額とさせていただきます。

続きまして、議案第4号 令和7年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

まず、保険事業勘定につきましては保険給付費の決算見込みなどに伴いまして補正するもので、2,324万5,000円を追加させていただきまして、予算額を9億3,590万7,000円とさせていただきます、また介護サービス事業勘定におきましても、事業費の決算見込みに伴い補正をさせていただくものでございまして、123万4,000円を追加し、合計500万9,000円とさせていただきます。

続きまして、当初予算関係でございます。

議案第5号 令和8年度宇治田原町一般会計予算でございます。

これにつきましては、今年度、ピンクの関係の書類にまとめさせていただいております。

一番最初の施政方針につきましては、開会日に町長のほうからご挨拶に続きまして、この施政方針を述べさせていただく予定でございます。そのほかの資料をもちまして、当初予算でございます。予算書、また予算編成概要、そして主要事項調書等々、当初予算に関係いたします資料をつけさせていただいておりますが、私のほうからはこのピンクの表紙の宇治田原町一般会計予算編成概要というので、簡単にご説明だけさせていただきます。

編成概要をお開きいただきますでしょうか。まず、開いていただきまして、1ページ

目をご覧くださいませでしょうか。

ここに令和8年度一般会計予算のあらましというようにございますように、令和8年度につきましても第6次まちづくり総合計画、そして第3期の地域創生総合戦略に基づきまして、各種事業を計上させていただいておりますが、先ほど町長が開会挨拶でも申し上げましたとおり、令和8年度は町制施行70周年を迎える節目の年でございます。こういうことも踏まえまして、今回の予算につきましては「礎を力に。未来へ踏み出す共創予算」と題しまして、未来へつなぐ大切な一步を踏み出す事業とともに、物価高騰に対する支援等にも取り組むための予算を編成したところでございます。

2番目に予算規模でございますように、予算総額64億8,500万円となっております。これにつきましては、本町におきましては当初予算ベースで申し上げますと、過去最大の予算規模となるものでございます。概要につきましては1ページ以降でございますが、特に大きなもので申し上げますと3ページをご覧ください。

歳出の中の昨年度と比較いたしまして大きくなっておるようなものをご説明させていただきますと、まず3ページ、(2)歳出の中に、まず①義務的経費の推移ということで、人件費が約4.9%増、6,615万円の増ということで人事院勧告に伴います給与改定等が影響しております、人件費が6,615万円上がっておるところ、また、4ページ、ご覧いただきますと②投資的経費の推移ということで、普通建設事業費が92.4%増、4億1,602万円の増ということで、これが大きく影響してございます。具体的には総合文化センターの改修事業ですとか、体育施設の集約化事業費等々が計上いたしておりますので、今回大きくなっておるところでございます、そのほか物品費や補助費等も増額しておりますが、こういう要因の下に、今回、過去最大の当初予算額になったというところでございます。

全体の概要を申し上げますと、6ページをご覧ください。

今、申し上げました「礎を力に。未来へ踏み出す共創予算」ということで、総合計画、総合戦略、そして行政改革に基づきます総計の4つの大きな柱、そして3つのまちづくり戦略に基づきまして、各種事業を計上いたしております。重点施策といたしまして、61事業、29億8,193万円を計上させていただいております。

7ページ以降は、この大きな4つの柱、1、2、3、4、4つの大きな柱と9ページに行政の2つの基本姿勢を計上させていただいております、主な事業を掲載させていただいております。

詳しくは主要事項調書におきまして、また各、個々の事業を掲載させていただいてお

ります。また予算委員会等でご審査賜りたいと考えておりますので、本日の説明はこの程度にさせていただきますが、よろしくご審査賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、すみません、議案第6号、令和8年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算でございます。これにつきましては、前年度比2.4%減の9億8,049万5,000円の予算額とさせていただきます。

続きまして、議案第7号、令和8年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算でございます。前年度比5.5%増の1億9,574万9,000円の予算額を計上させていただきます。

議案第8号でございます。令和8年度宇治田原町介護保険特別会計予算、前年度比0.3%増の8億8,305万2,000円の予算額でございます。

議案第9号、令和8年度宇治田原町水道事業会計予算、前年度比3.0%増の5億7,892万2,000円の予算額でございます。

続きまして、議案第10号、令和8年度宇治田原町下水道事業会計予算でございます。前年度比4.9%増の9億6,923万6,000円の予算とさせていただきます。

続きまして、条例関係の議案を申し上げたいと存じます。

議案第11号、ご覧ください。宇治田原町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定するについてということでございまして、これにつきましては、子ども・子育て支援法の一部改正によりまして、市区町村が実施いたします給付制度として、乳児等のための支援給付が創設されることに伴いまして、当該給付に係る乳児等通園支援事業の運営に関する基準について定める必要があることから、新たに条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第12号をご覧ください。概要と一緒に見ていただけるとありがたいんですけども、議案第12号、行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについてということで、これにつきましては、以前、12月議会の全員協議会でもご説明をさせていただいたかと存じますが、本町を取り巻く社会経済情勢が厳しさを増す中、町の未来を切り開く重要施策を一層強力で推進するため、シティプロモーションやふるさと納税、移住定住施策などを一体的に推進いたしますまち未来創造課を新設するなど、組織体制を見直すための関係条例の規定整備を行うものでございます。

この概要の裏面をご覧ください。んですけども、今申し上げました12月全協時点では一部変更させていただいたところがございます。具体的にどこかと申しますと、産業観光課が矢印右のほうでは農林環境課となっております。12月全協の時点では、ここ、

産業環境課とさせていただいておったかと思うんですけれども、その産業の中が商工部門につきましてもまち未来創造課へ移動させていただきたいというように考えましたことから、今回、ご提案させていただくのは現在の産業観光課を農林環境課に変更したいという、この部分が12月にご説明させていただいた時点より変更しておるものでございますが、全体的に今申し上げましたような趣旨の下に、組織を改正させていただきまして、また関係する条例も同じように改正させていただくというものでございます。

続きまして、議案第13号、宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてということでございまして、これにつきましては、去年の人事院勧告に基づきまして改正をさせていただくものですが、駐車場等を利用する職員への駐車場等に関する通勤手当を支給するため所要の改正を行うもので、駐車場を利用して通勤しておる、駐車場代払って通勤しておる職員に対しましては1か月当たり5,000円の上限に通勤手当を支給しようと、できるよということで改正をさせていただくものでございますが、具体的には、実際には本町の場合は、今こちらに駐車場も、職員の駐車場を用意いたしまして、そこに止めさせていただいておりまして、基本的にこの近隣で民間の駐車場を借りて支払っているという者はないかと思っておりますけれども、制度上、国に合わせて、そういう場合には5,000円を上限に支給することができるという条例に規定をさせていただくものでございます。

そして、またこの概要の後段に、下段にございますように自動車等を使用いたしまして通勤している者につきましては通勤の手当を距離に応じて支払いしておりますが、これにつきましても国の規則に倣いまして、これまで条例でうたっておりましたが、規則で委任させていただくこととさせていただきます。なお、単価等は全然変更はございません。13号につきましては以上でございます。

続きまして、議案第14号、宇治田原町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてでございます。

これにつきましても、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴いまして、職員等の旅費の取扱いについて国家公務員に準じた見直しを行うため、所要の改正を行うものでございまして、概要にございますように主な改正内容といたしましては、日当及び食卓料を廃止しまして、宿泊手当を新設するなど旅費の種類及び支給内容の改正を行いますほか、旅行の役務提供者、例えば旅行社とか旅行会社等に対する直接の支払いも可能にする規定等を整備するものでございます。

続きまして、議案第15号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する

条例を制定するについてでございますが、これにつきましては非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴いまして、本条例におきましても所要の改正を行うものでございまして、主な改正内容は非常勤消防団員さん等に関する災害補償に対してかかる補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額を改正するものでございます。

続きまして、議案第16号、宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについてでございます。

これにつきましては、概要のほうをご覧くださいんですけども、税制改正、令和7年度の税制改正におきまして給与所得控除の最低保証額が55万円から65万円に引き上げられます。これに伴いまして、例えばこれまでは課税者であった方が、これが引き上げられたことによって非課税となる方が出てまいります。ということは、それに伴いまして保険者が徴収しております介護保険料、これにつきましても課税者の方のランクではなくて、今度から非課税者、要は額が下がった形での徴収をさせていただくという形に、本来なってくるんですが、これが保険者の都合というよりも税制制度の影響でございまして、そういう方々については非課税となっても以前のようにまだ課税並みのランクで徴収するというのが法律の趣旨でございまして、こちらの介護保険条例でもそのように改正するものでございまして、ただそうなりますとせっかく非課税になったにもかかわらず、今までと同じだけ払わなければならないという方が、基本的にはその数名というようには認識しておりますが、そういう方々に対する控除につきましては、やはり下げると、非課税と申しますか、非課税になっておられるメリットと申しますか、そういう方々に減免を、それは市町村独自の裁量で実施しようということで、ちょっと複雑な、本来でしたら下がるけれども法律で上げて、なおかつ本町で独自に減免しようというようなことで、それをするための条例を今回、制度改正をさせていただくものでございます。

それから、議案第17号、宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するについてということで、これは令和8年度の税率等を設定するための改正を行うものでございます。

改正内容は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づきまして、令和8年度から開始されます子ども・子育て支援金分、これの課税額を新設いたしますとともに医療後期高齢者支援金、介護納付金の従来分につきましては、京都府から示された標準保険料率を勘案した見直しを行うものでございます。

続きまして、議案第18号、宇治田原町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてということで、これにつきましても、令和8年度からいわゆるこども誰でも通園制度が創設されるんですけれども、それを本町の町立保育所でも実施するに当たりまして、所要の規定改正を行うものでございます。

この乳児等通園支援事業につきましては、12月議会の議案でも条例出させていただきますとおり、誕生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子供さん、そして月10時間まで利用可能、利用料は1時間当たり300円とするということで申しておったかと思いますが、そういう制度に基づくこの保育を本町の町立保育所でも実施するに当たりまして、この本条例におきまして、利用者から利用料等を徴収する規定を追加させていただくものでございます。

先ほど申し上げました1時間当たり300円等の利用料等の詳細につきましては、規則へ委任させていただきますが、今回、利用者から利用料等を徴収できる規定を追加させていただくものでございます。

続きまして、議案第19号、宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてでございます。

これにつきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴いまして、本条例におきまして所要の改正を行うものでございまして、主な内容は虐待対応の強化に係ります児童福祉法等の改正に伴いまして引用規定の改正を行うものでございまして、制度等の改正ではなく引用している法律の条文が変わりましたので、その引用を改正するものでございます。

そして、議案第20号、宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてでございます。

これにつきましても、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして所要の改正を行うものでございまして、主な改正内容は母子保健法に基づく乳幼児の健康診査等の内容が家庭的保育事業等を利用する乳幼児に対して実施が義務づけられています。健康診断の全部または一部に相当すると認められるときには、この当該健康診断の全部または一部を行わないことを可能とするというような内容でございます。

そして、議案第21号、宇治田原町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例を制定するについてでございます。

これにつきましては、先ほどから出ておりますいわゆるこども誰でも通園制度の開始

等に伴いまして、本町の子ども・子育て会議の所掌事務の中に一定の所掌事務を追加するため改正をさせていただきます。大きく2つございまして、乳児等通園支援の利用定員を定めるときには意見聴取を行うことが義務づけられましたので、この町の子ども・子育て会議にその利用定員を定めるときにはここに諮るということで、所掌事務に1つ追加いたしますのと、(2)でも虐待等に関する事実確認を行った場合には、そういう審議会等へ報告する必要があるがございますので、これにつきましてもこの町の子ども・子育て会議に報告するという形に位置づけるため、所掌事務に追加するものでございます。

続きまして、議案第22号、宇治田原町火入れに関する条例の一部を改正する条例を制定するについてでございます。

これにつきましては、そもそも、このもともと火入れに関する条例でございますがどういった内容かと申しますと、現状の条文ですと、異常乾燥注意報とか火災警報が発令されているときには火入れはしたら駄目よと、中止しなければならないというのが本町のこの条例の現在の内容なんです、実はこの注意報とか警報というのはそもそも火災予防条例に基づく注意報や警報とされております。翻って本町の場合ですけれども、本町は消防事務を京田辺市に事務委託をしておりますので、必然的に京田辺市の火災予防条例が本町に適用されることとなります。このたび、京田辺市の火災予防条例の中で異常乾燥注意報という表現を乾燥注意報に改正されたり、火災に係る注意報というのが新たにできましたことから、京田辺市の火災予防条例の改正に基づく本町の条例の改正というものでございまして、施行期日は令和8年3月31日、これは国の改正省令の施行期日が3月31日でございますので、京田辺市の火災予防条例も、また本町のこの火入れ条例につきましても施行期日を3月31日とさせていただくものでございます。

続きまして、議案第23号、宇治田原町立学校施設使用条例の一部を改正する条例を制定するについてでございます。

これにつきましては、現在、維孝館中学校体育館における空調設備の整備を行っておるところでございますが、完成後の施設使用につきまして、現行の電気使用料金に加えまして、新たに冷暖房使用料金を徴収させていただくために条例を改正させていただくものでございまして、その内容といたしましては体育館の使用面を全区画のみといたしまして、1時間当たりの使用料金を電気使用400円、冷暖房使用1,000円とさせていただくものでございます。

それから、議案第24号、宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてということで、これにつき

ましても、児童福祉法の改正に伴いまして所要の改正を行うもので、改正内容は児童福祉法からの引用規定を改正するものでございます。

それから、議案第25号、令和7年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）の専決処分でございます。

これにつきましては、衆議院議員総選挙が2月8日に執行されました。本来ですとこれに伴います予算を議会にご提案させていただきまして、ご可決いただいた後、執行するというのが手順ではございますが、今回の解散につきましては急なことでございまして、議会を招集していただく時間的余裕がないと判断させていただきまして、地方自治法の規定に基づきまして、本町のほうで専決処理をさせていただいたものでございまして、1月19日付、本来でしたら解散日の1月23日付とさせていただくべきところかと存じますが、今回は何分、その日程、準備日程が取れないということで、解散発表日、解散を発表された1月19日付で専決処分をさせていただきました。

内容につきましては、歳入歳出それぞれ1,000万円を計上させていただきまして、4号時点での補正予算総額を59億1,587万4,000円とさせていただいたものでございます。

最後、議案第26号、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

人事案件でございますが、現人権擁護委員の木谷茂和氏におかれましては、任期が本年6月30日をもって満了いたしますが、その後任といたしまして宇佐美哲司氏を法務大臣に対して推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、長くなりましたが、議案の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（藤本英樹） 多岐にわたる議案説明ありがとうございました。委員から質疑を受けたいと思います。何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、以上、提出議案についてを終わりたいと思います。

推薦同意に係る所信聴取について。

申合せ事項であります推薦同意に係る人事案件の所信についての聴取の有無につきましては、議会運営委員会において協議・決定することとなっておりますが、人権擁護委員につきましては招致を行っていないことから、今回についても行わないことといたしたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) 異議なしと認めます。

今回の人権擁護委員候補者の推薦については、所信聴取を行わないことに決定いたします。

続きまして、議事日程(第1号)について。

事務局から説明をお願いしたいと思います。西尾局長。

○議会事務局長(西尾岳士) それでは、お手元に配付させていただいております令和8年第1回宇治田原町議会定例会議事日程(第1号)についてご説明させていただきたいと思っております。

令和8年3月3日火曜日、午前10時が開議でございます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名につきましては、先ほど説明申し上げましたように、議席番号3番、堀口宏隆議員、議席番号9番、山内実貴子議員をお願いさせていただき予定をしております。

日程第2の会期の決定でございますが、これにつきましても先ほど委員長のほうからご確認をいただきました3月3日から3月26日までの24日間とさせていただきたく思っております。

日程第3、諸報告でございますが、先ほどご説明いただきましたように、12月17日に議決しました議員派遣についての報告でございます。また、陳情書9件がございますので、後ほどご協議いただければと思っております。その後、町長のほうから開会のご挨拶、施政方針演説が入る予定となっておりますのでよろしくお願いたします。

日程第4から日程第29までが町長提出議案になるわけでございますが、まず日程第4、議案第25号の専決処分の1議案につきましては、提案理由の説明後、専決処分ですので所管委員会への付託は行わず、質疑、討論、採決を予定しているところでございます。

日程第5、議案第26号の人権擁護委員候補者の推薦につきましては、町長から提案説明をいただき、先ほどお諮りいただきましたように招致はしないこととなりましたので、開会日の議事日程が終了した後、全員協議会を開催いただき、協議いただきたいと思いますと思っております。質疑・討論・採決は最終日に予定をしております。

日程第6から日程第19までの令和7年度補正予算4議案、令和8年度当初予算6議案、また、予算に関連いたします条例4議案、合計14議案につきましては一括提案を予定させていただいております。お手元のほうに、付託議案一覧をお配りさせていただいておりますが、議案第1号から議案第4号までの補正予算、議案第5号から議案第10号まで

の当初予算、当初予算に関連いたします議案第13号及び議案14号、議案第16号及び議案第17号の合計14議案の予算特別委員会への付託を予定させていただいております。

次に、日程第20から日程第29までの条例改正、合計10議案につきまして、一括提案を予定させていただいております。再度、付託議案一覧をご覧いただきたいと思っております。議案第12号及び議案第15号並びに議案第22号の計3議案は総務建設常任委員会へ、議案第11号、議案第18号から議案第21号まで、議案第23号及び議案第24号の計7議案は文教厚生常任委員会へそれぞれ付託を予定させていただいております。いずれにつきましても付託前質疑後、それぞれの委員会へ付託をさせていただきたく考えているところでございます。

議事日程（第1号）についての説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、委員から質疑を受けたいと思っております。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、議事日程（第1号）についてを終わりたいと思っております。

続きまして、陳情書について。

お手元に配付しておりますが、陳情書9件の受付をしております。

まず1つ目、介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情書。

介護保険料、利用料、居住費・食費などの費用負担の軽減、サービスの拡大による介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと、また介護保険財政に対する国庫負担の割合を大幅に引き上げること等を求める意見書を国に対して提出願いたいというものでございます。

2番目、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情書。

国際社会と足並みをそろえ、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに違法な臓器移植に巻き込まれることを防ぐため、適切な臓器移植が行われる必要性についての啓発活動などの環境整備を求める意見書を国に対して提出願いたいというものでございます。

3番目、医療機関への財政支援など必要な施策を国に求める陳情書。

府民の命と健康を守る医療機関への財政支援など、必要な施策の具体化を行うこと、

医師・看護師・医療従事者の増員、処遇改善策を進めること、診療報酬の引上げ、緊急支援を行うことを求める意見書を国に対して提出願いたいというものでございます。

4番目、OTC類似薬の保険適用除外の中止を求める国への意見書を求める陳情書。

OTC類似薬の保険適用除外の中止を求める意見書を国に対して提出願いたいというものでございます。

5番目、福祉職員の処遇改善施策の実施を求める陳情書。

介護・福祉・保育分野の労働者の定着・確保のために、処遇改善・賃金水準の底上げを図る自治体独自の補助金制度の創設や家賃補助施策などの取組を行うとともに、国に対して介護・障がい部分の報酬改定に伴う現場実態を把握し、利用者負担軽減とともに職員処遇改善を求める意見書を提出願いたいというものでございます。

6番目、難聴者の補聴器購入への公的補助を予算化することを求める陳情書。

難聴者の補聴器購入に係る独自の公的補助事業の実施を求めるものでございます。

7番目、保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情書。

保育士配置基準引上げの早期改善、完全実施とさらなる改善を求める意見書を国に対して提出願いたいというものでございます。

8番目、夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書。

安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直すこと、ケア労働者を大幅に増員し、安定した人員確保のためにも大幅賃上げを支援すること、また医療や介護現場における夜勤交代制労働に関わる労働環境を抜本的に改善すること等を求める意見書を国に対して提出願いたいというものでございます。

9番目、新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情書。

庁舎内において、職員が地方議員から政党機関紙の勧誘を受け、心理的な圧力を感じたり、断り切れずに購読しているという実態がないかについて、職員に調査・確認するとともに、仮に心理的な圧力を受けた職員が確認された場合には、当該職員の意思が尊重されるよう適切な対応を求めるという陳情書でございます。

これらの陳情書について、どのように対応すればよいか、検討願いたいと思います。

山内委員。

○委員（山内実貴子） いろいろな陳情書がありましたが、まずは議員自身が意見がある

ということを周知する上で、議場配付だと思います。

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。ただいま議場配付とお声がいたしました
が、ほかにごいませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、3日に議場配付とすることにご異議
ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、3日に議場配付といたします。

続きまして、行政諸報告について。

全員協議会での報告内容についてお願いします。奥谷政策監。

○総務政策監（奥谷 明） それでは、全員協議会における報告案件等につきましてお願
いを申し上げたいと存じます。

まず、3月3日、開会日につきましては、町側からの報告案件等はありません。

それから、3月26日、最終日でございますけれども、この日の全員協議会におきま
して、町側のほうから2件のご報告をさせていただきたいと考えております。1つにつ
きましては、1,000万円以上の建設工事等請負契約の状況について、これの報告がまず1
点、それから、3月末ということで、4月1日の人事異動を予定いたしております。つ
きましては、令和8年度人事異動に係る基本方針についてということで、その件につ
きましてご報告をさせていただきたいということで、最終日に2件の報告を予定いた
しております。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） ただいまの行政諸報告につきましては、開会日の3月3日の全
員協議会は行政側からの報告案件はなしとのことですので、人権擁護委員の人事案件の
みの全員協議会とし、閉会日の3月26日の全員協議会では、建設工事等請負契約の状
況について、令和8年度人事異動に係る基本方針についてを報告願うことといたした
く思います。

また、議会側から、3月3日開会日の全員協議会で、城南衛生管理組合議会、後期
高齢者医療広域連合議会、地方税機構議会の報告を予定しております。

続きまして、その他。

その他、何かごいませんか。ありましたら、ご発言のほうお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、今後の予定でございますが、3月25

日水曜日、午前10時から議会運営委員会を開催することと予定しておりますので、よろしくお願いたします。

その他、3月定例会について何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようでございますので、定例会についてはこれで終了いたします。

◎その他

○委員長(藤本英樹) 日程第2、その他。

何かございましたら、ご発言お願いたします。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようでございますので、以上をもちまして、第1回定例会の議会運営委員会を閉会いたします。本日はどうもご苦労さまでございました。

閉 会 午前10時56分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会委員長 藤 本 英 樹